

船橋市マンション管理計画認定制度事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号。以下「法」という。）に基づくマンションの管理に関する計画（以下「管理計画」という。）の認定等の実施にあたり、法及びマンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第110号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法及び省令において使用する用語の例による。

(管理計画の認定基準に係る適合確認)

第3条 省令第1条の2の計画作成都道府県知事等が必要と認める書類は、公益財団法人マンション管理センターが発行する事前確認適合証とし、法第5条の3第1項の規定による認定の申請をしようとする者は、当該申請を行う前に、法第5条の4各号に掲げる基準に適合することについて、事前確認適合証の交付を受けなければならない。

(管理計画の認定の申請等)

第4条 法第5条の3第1項の規定による認定の申請は、省令第1条の2第1項に規定する認定申請書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 前項の認定申請書には、省令第1条の2第1項各号に掲げる書類及び前条の事前確認適合証を添付しなければならない。

3 前2項の規定は、法第5条の6の規定による認定の更新について準用する。この場合において、第1項中「省令第1条の2第1項に規定する認定申請書（別記様式第1号）」とあるのは、「省令第1条の7第1項に規定する認定更新申請書（別記様式第1号の3）」と読み替えるものとする。

(管理計画の認定等)

第5条 市長は、前条の申請が法第5条の4各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、認定を行うものとし、省令第1条の6に規定する認定通知書（別記様式第1号の2）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の規定は、法第5条の6の規定による認定の更新について準用する。この場合において、前項中「省令第1条の6に規定する認定通知書（別記様式第1号の2）」とあるのは、「省令第1条の8に規定する認定更新通知書（別記様式第1号の4）」と読み替えるものとする。

(管理計画の変更の認定の申請)

第6条 法第5条の7第1項の規定による管理計画の変更(省令第1条の9に規定する軽微な変更を除く。)の認定の申請は、省令第1条の10に規定する変更認定申請書(別記様式第1号の5)により行うものとする。

2 前項の変更認定申請書には、省令第1条の2第1項各号に掲げる書類のうち変更に係るものを添付しなければならない。

(管理計画の変更の認定等)

第7条 市長は、前条の申請が法第5条の4各号に掲げる基準に適合していると認めるときは、変更の認定を行うものとし、省令第1条の11に規定する変更認定通知書(別記様式第1号の6)により、当該申請をした者に通知するものとする。

(報告の徴収)

第8条 法第5条の8の規定による管理計画認定マンションの管理の状況の報告は、管理状況報告書(第1号様式)により行うものとする。

(改善命令)

第9条 法第5条の9の規定による命令は、改善措置命令書(第2号様式)により行うものとする。

2 前項の規定による命令に対する報告は、改善措置報告書(第3号様式)により行うものとする。

(管理の取りやめ)

第10条 法第5条の10第1項第2号の規定による申出は、管理取りやめ申出書(第4号様式)により行うものとする。

(管理計画の認定の取消し)

第11条 法第5条の10第2項の規定による通知は、認定取消通知書(第5号様式)により行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。